

天災補償特約(傷害条項用)

傷害 まも〜る ゴルファー

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、介護保険金特約について、「地震、噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ」をお支払いの対象に含める特約です。

被害事故保険金特約

傷害 まも〜る ゴルファー

被保険者が、加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等により死亡された場合または所定の重度後遺障害が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引いた額を、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。

- (1)自賠責保険等からの給付 (2)対人賠償保険等からの給付 (3)加害者等からの賠償金
- (4)犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付 など

THE のサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで損保ジャパンがトータルにサポートします。

もしも保険金支払事由が発生したら

- 保険金支払事由が生じた場合は、すみやかに損保ジャパン、取扱代理店または事故サポートセンターまでご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 個人賠償責任特約をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉を進めてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

- 弁護士費用特約をセットされたご契約において、被保険者が弁護士などへ法律相談および委任をおこなわれる場合は、事前に損保ジャパンまでご連絡ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士などへ法律相談および委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

<示談交渉サービスについて>

(注)個人賠償責任特約をセットした場合は、日本国内において発生したお支払い対象となる事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

事故サポートセンター

【受付時間】24時間365日 **0120-727-110** おかけ間違いにご注意ください。

★このチラシは「個人用傷害所得総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットまたは「ご契約のしおり」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

<公式ウェブサイト><https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

お問い合わせ先【取扱代理店】

<募集文書作成>
損害保険ジャパン株式会社 営業支援部 提携事業支援グループ
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
SOMPOグループの一員です。

(SJ24-07741 2024.09.24)

太陽生命がお届けする

THE

カラダの保険

個人用傷害所得総合保険



日常生活を取り巻く
様々なリスクに備えたい方へ

傷害プラン*

満0歳〜69歳までの方を対象としたプランです。

*傷害プランとは、「傷害・所得プラン」でケガの補償のみ対象としているプランをいいます。



プレー中の様々なリスクに備えたい方へ

ゴルファープラン



充実したセカンドライフの実現に向け、
日常生活を取り巻く様々なリスクや
入院時のサポートも万全に備えたい方へ

まも〜るプラン

満70歳〜89歳までの方を対象としたプランです。

自動継続で安心!

安心更新サポート特約(自動継続型)が自動でセットされ、毎年の更新のお手続きが不要となります。

(注)一部のご契約を除きます。

詳細は別紙「THE カラダの保険 ゴルファープランご案内ちらし」をご確認ください。

取扱代理店 太陽生命

日常生活における様々なリスクに備えることができます!

充実した補償内容

ケガの補償

死亡保険金／後遺障害保険金／入院保険金／手術保険金／通院保険金／被害事故保険金特約／天災補償特約(傷害条項用)

家庭・職場・旅行中など、日常生活におけるさまざまなケガを補償します。



階段から転落して骨折した。



交通事故によるケガで入院した。



仕事や通勤途中のケガで通院した。

熱中症の補償

熱中症特約(傷害条項用)
※本特約はすべてのプランに自動セットされています。

「ケガの補償」では補償の対象外となっている日射または熱射による身体の障害に対しても保険金をお支払いします。



外出中に熱中症で倒れ、そのまま入院した。

ご注意 ●この特約における被保険者の範囲は、ケガの補償の被保険者の範囲と同一です。

賠償責任の補償

個人賠償責任特約

日常生活におけるさまざまな法律上の損害賠償責任を補償します。近年進んでいる自治体による自転車保険加入義務化にも対応可能です。



自転車で走行中、歩行者にケガを負わせた。



買い物中に商品を壊した。

さらに安心

賠償事故の示談交渉サービス(国内)(※)

(※)示談交渉サービスの詳しい内容につきましては、裏表紙の<示談交渉サービスについて>をご覧ください。

財産に関する補償

携行品損害特約／住宅内生活用動産特約

財産に関する補償の特約には携行品損害特約と住宅内生活用動産特約があります。

特約の詳細はP⑥をご参照ください。

携行品損害特約の例



旅行先でカメラを落とし壊してしまった。

ご契約プラン例		通院重視プラン 家族型		通院重視プラン 家族型(配偶者対象外)	
		ベーシック	スリム	ベーシック	スリム
保険金額 ^{*1} ^{*2}	死亡保険金額 ^{*3} ^{*4}	100万円	100万円	100万円	100万円
	後遺障害保険金額	100万円	100万円	100万円	100万円
	入院保険金日額	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	通院保険金日額	2,500円	1,500円	2,500円	1,500円
	被害事故保険金額	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
	個人賠償責任 ^{*5}	3億円	3億円	3億円	3億円
	携行品損害 ^{*6} (自己負担額 1事故5,000円)	100万円	100万円	100万円	100万円
	住宅内生活用動産 ^{*5} (自己負担額 1事故5,000円)	100万円	100万円	100万円	100万円
分割払保険料(円)	6,971円	5,507円	5,445円	4,392円	
一括払保険料(円)	79,464円	62,760円	62,076円	50,064円	

+オプション

弁護士費用	保険金額	300万円	
	分割払保険料(円)	884円	
	一括払保険料(円)	10,080円	
ホールインワン・アルバイトロス費用 ^{*6}	保険金額	30万円	
	分割払保険料(円)	990円	781円
	一括払保険料(円)	11,292円	8,904円

*1 ケガ(傷害)の保険金額は、すべての被保険者について同じ額です。
*2 すべてのご契約タイプで「手術保険金」がお支払いの対象となります。お支払いする手術保険金の額につきましては、「T H E カラダの保険」(個人用傷害所得総合保険)パンフレットもしくは重要事項等説明書「保険金をお支払いする主な場合(手術保険金)」をご覧ください。
*3 下記のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡保険金額は他の保険契約等と通算して1,000万円が上限となります。
・被保険者(保険の対象となる方)が保険期間の初日において満15歳未満である場合
・ご契約者と被保険者が異なる場合において、被保険者の同意(署名)がない場合
*4 同一事故により、すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、その合計額を差し引いてお支払いします。

ご契約プラン例		通院重視プラン 夫婦型		通院重視プラン 本人型	
		ベーシック	スリム	ベーシック	スリム
保険金額 ^{*1} ^{*2}	死亡保険金額 ^{*3} ^{*4}	100万円	100万円	100万円	100万円
	後遺障害保険金額	100万円	100万円	100万円	100万円
	入院保険金日額	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	通院保険金日額	2,500円	1,500円	2,500円	1,500円
	被害事故保険金額	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
	個人賠償責任 ^{*5}	3億円	3億円	3億円	3億円
	携行品損害 ^{*6} (自己負担額 1事故5,000円)	100万円	100万円	100万円	100万円
	住宅内生活用動産 ^{*5} (自己負担額 1事故5,000円)	100万円	100万円	100万円	100万円
分割払保険料(円)	4,425円	3,573円	2,898円	2,457円	
一括払保険料(円)	50,436円	40,716円	33,036円	28,008円	

+オプション

弁護士費用	保険金額	300万円	
	分割払保険料(円)	884円	
	一括払保険料(円)	10,080円	
ホールインワン・アルバイトロス費用 ^{*6}	保険金額	30万円	
	分割払保険料(円)	625円	417円
	一括払保険料(円)	7,128円	4,752円

本プランは、右記の条件で保険料を算出しています ●天災補償特約(傷害条項用) ●入院保険金支払限度日数:1,000日

*5 個人賠償責任特約と住宅内生活用動産特約の被保険者の範囲は、ケガの補償の範囲とは異なります。詳細はP⑤、⑥をご覧ください。
*6 携行品損害特約、ホールインワン・アルバイトロス費用特約の被保険者の範囲は、ケガの補償の範囲と同じです。
(注)上記保険料表は、払込方法を口座振替を選択いただいた場合の保険料を記載しています。
(注)太陽生命では、T H E カラダの保険における所得の補償は販売していません。

充実した補償内容

基本補償

ケガの補償

死亡保険金／後遺障害保険金／入院保険金／手術保険金／通院保険金／被害事故保険金特約／天災補償特約(傷害条項用)

家庭・職場・旅行中など、日常生活におけるさまざまなケガを補償します。



交通事故によるケガで入院した。



自転車にひかれ負傷した。

自動セット

熱中症の補償

熱中症特約(傷害条項用)

「ケガの補償」では補償の対象外となっている日射または熱射による身体の障害に対しても保険金をお支払いします。



外出中に熱中症で倒れ、そのまま入院した。

自動セット

傷害入院一時金の補償

傷害入院一時金特約

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院保険金をお支払いする場合、**実際に入院した日数が30日以上となった場合に**、傷害入院一時金の全額をお支払いします。



階段から転落して骨折し、30日以上入院した。

(注)傷害入院一時金の対象となる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して傷害入院一時金をお支払いしません。

オプション

賠償責任の補償

個人賠償責任特約

日常生活におけるさまざまな法律上の損害賠償責任を補償します。近年進んでいる自治体による自転車保険加入義務化にも対応可能です。



自転車で走行中、歩行者にケガを負わせた。



買い物中に商品を壊した。

オプション

財産に関する補償

携行品損害特約／住宅内生活用動産特約

財産に関する補償の特約には携行品損害特約と住宅内生活用動産特約があります。

特約の詳細はP⑥をご参照ください。

携行品損害特約の例



旅行先でカメラを落とし壊してしまった。

さらに安心

賠償事故の示談交渉サービス(国内)(※)

(※)示談交渉サービスの詳しい内容につきましては、裏表紙の<示談交渉サービスについて>をご覧ください。

[まも～るプラン限定オプション]

傷害入院時サポート特約

おすすめ!

入院中の家事をプロにお願いできます!

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして入院した場合に、以下の費用をお支払いする特約です。

特約の詳細はP⑥をご参照ください。

保険金額

15万円(対象となる費用(1)～(3)を合計して、1回の事故につき、15万円を限度とします。)

(1)家事代行サービス利用費用



(2)配食サービス利用費用



(3)退院時贈答品費用



太陽生命おすすめプラン

ご契約プラン例		おすすめプラン	バランス型フルセット(TL01)	通院重視型フルセット(TL02)	死亡・後遺障害重視型フルセット(TL03)	入院重視型フルセット(TL04)
基本補償	保険金額	死亡保険金額*2	100万円	—	200万円	—
		後遺障害保険金額	100万円	—	200万円	—
		入院保険金日額	6,000円	4,000円	3,500円	5,000円
		通院保険金日額	3,000円	3,000円	2,000円	2,500円
		傷害入院一時金	60,000円	40,000円	35,000円	50,000円
		被害事故保険金額	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
オプション	保険金額	個人賠償責任*3	3億円	3億円	3億円	3億円
		携行品損害(自己負担額1事故5,000円)	30万円	30万円	30万円	30万円
		住宅内生活用動産*3(自己負担額1事故5,000円)	100万円	100万円	100万円	100万円
		傷害入院時サポート	15万円	15万円	15万円	15万円

分割払保険料(円)	年齢	70～74歳	3,590円	3,303円	2,942円	3,192円
		75～79歳	3,912円	3,567円	3,210円	3,481円
一括払保険料(円)	年齢	80～84歳	4,392円	3,962円	3,600円	3,915円
		85～89歳	4,873円	4,377円	4,037円	4,354円
		70～74歳	40,932円	37,656円	33,540円	36,396円
		75～79歳	44,604円	40,668円	36,600円	39,696円
	年齢	80～84歳	50,076円	45,168円	41,040円	44,640円
		85～89歳	55,560円	49,896円	46,032円	49,644円

本プランは、下記の条件で保険料を算出しています

●天災補償特約(傷害条項用) ●天災補償特約(傷害入院時サポート特約用) ●後遺障害等級限定特約(第1級～第3級)

基本補償のみプラン

ご契約プラン例		バランス型(TL01)	通院重視型(TL02)	死亡・後遺障害重視型(TL03)	入院重視型(TL04)	
基本補償	保険金額	死亡保険金額*2	100万円	—	200万円	
		後遺障害保険金額	100万円	—	200万円	
		入院保険金日額	6,000円	4,000円	3,500円	5,000円
		通院保険金日額	3,000円	3,000円	2,000円	2,500円
		傷害入院一時金	60,000円	40,000円	35,000円	50,000円
		被害事故保険金額	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円

分割払保険料(円)	年齢	70～74歳	2,089円	1,802円	1,441円	1,691円
		75～79歳	2,244円	1,899円	1,542円	1,813円
一括払保険料(円)	年齢	80～84歳	2,488円	2,058円	1,696円	2,011円
		85～89歳	2,650円	2,154円	1,814円	2,131円
		70～74歳	23,820円	20,544円	16,428円	19,284円
		75～79歳	25,584円	21,648円	17,580円	20,676円
	年齢	80～84歳	28,368円	23,460円	19,332円	22,932円
		85～89歳	30,216円	24,552円	20,688円	24,300円

本プランは、右記の条件で保険料を算出しています

●天災補償特約(傷害条項用) ●後遺障害等級限定特約(第1級～第3級)

*1「手術保険金」もお支払いの対象となります。お支払いする手術保険金の額につきましては、「THEカラダの保険」(個人用傷害所得総合保険)パンフレットもしくは重要事項等説明書「保険金をお支払いする主な場合(手術保険金)」をご覧ください。

*2 同一事故により、すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、その合計額を差し引いてお支払いします。

*3 個人賠償責任特約と住宅内生活用動産特約の被保険者の範囲は、ケガの補償の範囲とは異なります。詳細はP⑤、⑥をご覧ください。

(注)上記保険料表は、払込方法を口座振替を選択いただいた場合の保険料を記載しています。

主な特約(オプション)

個人賠償責任特約

傷害 まも～る ゴルファー

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたこと、国内で受託した財物を壊したことや線路への立入りで電車等を運行不能にさせてしまったこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。自己負担額はありませぬ。

(※)示談交渉サービスの詳しい内容につきましては、裏表紙の<示談交渉サービスについて>をご覧ください。



国内・国外補償
ただし、受託品は国内で
受託した財物にかぎる

示談交渉サービス付(※)
<国内で発生した事故のみ>

この特約における被保険者の範囲

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (5) 記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、(2)～(4)のいずれにも該当しない記名被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。
- (6) (2)～(4)のいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、(2)～(4)のいずれにも該当しないその者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

弁護士費用特約

傷害 まも～る ゴルファー

被保険者が負担された次の費用をお支払いします。

●紛争解決弁護士費用

被保険者が、保険期間中に発生した被害事故^(※1)、人格権侵害^(※2)、借地または借家に関する各トラブル^(※3)を解決するために、弁護士などに委任したことにより負担された費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用を保険金としてお支払いします。

保険金	1事故1被保険者につき
紛争解決弁護士費用保険金	300万円限度
紛争解決法律相談・書類作成費用保険金	10万円限度

●刑事弁護士費用

日本国内で自動車(原動機付自転車を含みます)を運転中の事故などにより被保険者が他人にケガをさせた場合などに、刑事事件の対応を行うために支出された弁護士費用^(※4)や、弁護士への法律相談費用などを保険金としてお支払いします。

保険金	1事故1被保険者につき
刑事弁護士費用保険金	150万円限度
刑事法律相談費用保険金	10万円限度

(※1)盗取、詐取、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由については、警察への届出を行ったものにかぎります。

(※2)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(※3)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。

(※4)相手の方が死亡された場合または被保険者が逮捕もしくは起訴された場合にかぎります。

この特約における被保険者の範囲

紛争解決弁護士費用	(1) 記名被保険者(保険証券の記名被保険者欄に記載されている者) (2) 記名被保険者の配偶者 (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
刑事弁護士費用	(1) 記名被保険者 (2) 自動車等を使用または管理中の次のいずれかに該当する者 ア. 記名被保険者の配偶者 イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

携行品損害特約

傷害 まも～る ゴルファー

偶然な事故により、被保険者の居住する住宅外で被保険者が携行している

被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

自己負担額は1事故につき5,000円です。

- ご注意**
- お支払いする保険金の額は保険期間を通じ携行品損害特約の保険金額が限度となります。
 - 乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計5万円を損害額の限度とします。
 - この特約における被保険者の範囲は、ケガの補償の被保険者の範囲と同一です。



住宅内生活用動産特約

傷害 まも～る ゴルファー

偶然な事故により、被保険者の居住する住宅内で**被保険者所有の生活用動産**に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

自己負担額は1事故につき5,000円です。

- ご注意**
- お支払いする保険金の額は保険期間を通じ住宅内生活用動産特約の保険金額が限度となります。
 - 生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合、合計して5万円を損害額の限度とします。
 - 貴金属等の場合は時価額とし、1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属等の場合は30万円を損害額の限度とします。

この特約における被保険者の範囲

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

傷害入院時サポート特約

傷害 まも～る ゴルファー

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをして入院した場合に、以下の費用をお支払いする特約です。保険金額は対象となる費用(1)～(3)を合計して、1回の事故につき、15万円を限度とします。

(1)家事代行サービス利用費用 (2)配食サービス利用費用 (3)5日以上入院された場合の退院時贈答品費用

- ご注意**
- 補償期間は入院の原因となった事故日を含め180日以内です。(入院中、退院後いずれも可)
 - 利用対象者は被保険者または家族^(※)
 - (※)被保険者の配偶者・被保険者の子・被保険者の父母・被保険者の兄弟姉妹いずれかに該当する方をいいます。
 - サービスのご利用金額が傷害入院時サポート特約の保険金額を超えた場合、その超過分はお客さまの負担となります。

ホールインワン・アルバトロス費用特約

傷害 まも～る ゴルファー

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフの競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に慣習上負担する次の費用をお支払いします。

日本国内のみ補償

●贈呈用記念品購入費用 ●祝賀会費用 ●ゴルフ場に対する記念植樹費用 ●同伴キャディに対する祝儀 など

- ご注意**
- 同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール(ハーフ)またはパー35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドした場合にかぎります。
 - キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりませぬ。
 - 保険金額を上限に、実際に負担された費用をお支払いします。
 - ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。